

■ 駐車場台数及び駐輪場台数の設定

事業期	用地	施設	駐車場台数(台)		駐輪場台数(台)				バイク置場(台)	
			設置台数	付置義務※1	自転車		原付		設置台数	付置義務※1
					設置台数	付置義務※1	設置台数	付置義務※1		
Ⅰ期	用地①-a	アリーナ棟	約666※2	(個別協議)	約324※2	(個別協議)	265※2	(個別協議)	133※2	(個別協議)
		商業棟		93		309		32		16
		ホテル棟		48		20		2		1
Ⅲ期		オフィス・ホテル棟	約92※3	115	約131※3	234	56※3	24	28※3	12
Ⅳ期		オフィス棟		160		478		48		24
Ⅱ期	用地②	共同住宅	198※4	228	約610	410	0※5	46	16※5	16
Ⅰ期	用地③	共同住宅	158※4	177	約480	318	0※5	36	12※5	12

※1: 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成16年3月31日吹田市条例第13号)に基づく必要台数。

※2: 3施設で相互利用することから、3施設分の合計台数としている。

台数は、各施設の1日あたりの入退場者数及び交通手段別分担率(評価書案p.882 表12.22-14)から設定している。

付置義務台数よりも少ない台数としているが、それぞれ「市立吹田サッカースタジアムにおけるコンサート開催検討に係る自主環境影響評価報告書」(平成30年12月、吹田市・株式会社ガンバ大阪)、「(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業に係る環境影響評価書」(平成25年12月、三井不動産株式会社)、「第5回(平成22年)近畿圏パーソントリップ調査 吹田市計」(京阪神都市圏交通計画協議会)の実績値などを基に設定しており、必要台数を賄えるものと考えている。

特に、アリーナについては、道路交通負荷を最小限に抑えるべく、主として公共交通機関に分担し、自家用車による入場分担率を5%まで抑制を図る計画としている。

※3: 用地①-a内の全施設で相互利用することから、全施設分の合計台数(駐車場758台、駐輪場:自転車455台、駐輪場:原付321台、バイク置場161台)からⅠ期事業分(駐車場:666台、駐輪場:自転車324台、駐輪場:原付265台、バイク置場133台)を差し引いた台数としている。

台数は、各施設の1日あたりの入退場者数及び交通手段別分担率(評価書案p.882 表12.22-14)から設定している。

付置義務台数よりも少ない台数としているが、それぞれ、アリーナの分担率(通常時)、「第5回(平成22年)近畿圏パーソントリップ調査 吹田市計」(京阪神都市圏交通計画協議会)を基に設定しており、必要台数を賄えるものと考えている。

※4: 戸数の65%としている。

事業者である関電不動産開発株式会社の他の大規模物件2件(A:462戸・駅まで7分、B:810戸・駅まで5分)における駐車場希望率(設置割合×稼働率)が65%～71%であることに基づく。吹田市内の他社開発物件のヒアリングでも同程度であった。

※5: 原付は、バイク置場に設置する。

なお、「交通混雑:施設の供用に伴う影響の予測・評価」(評価書案p.877～p.903)に示すように、車両の走行については交通流シミュレーション、モノレール利用については輸送余力の検証を行っており、対策を実施することにより、地域の交通に著しい影響を及ぼすことはないものと評価している。